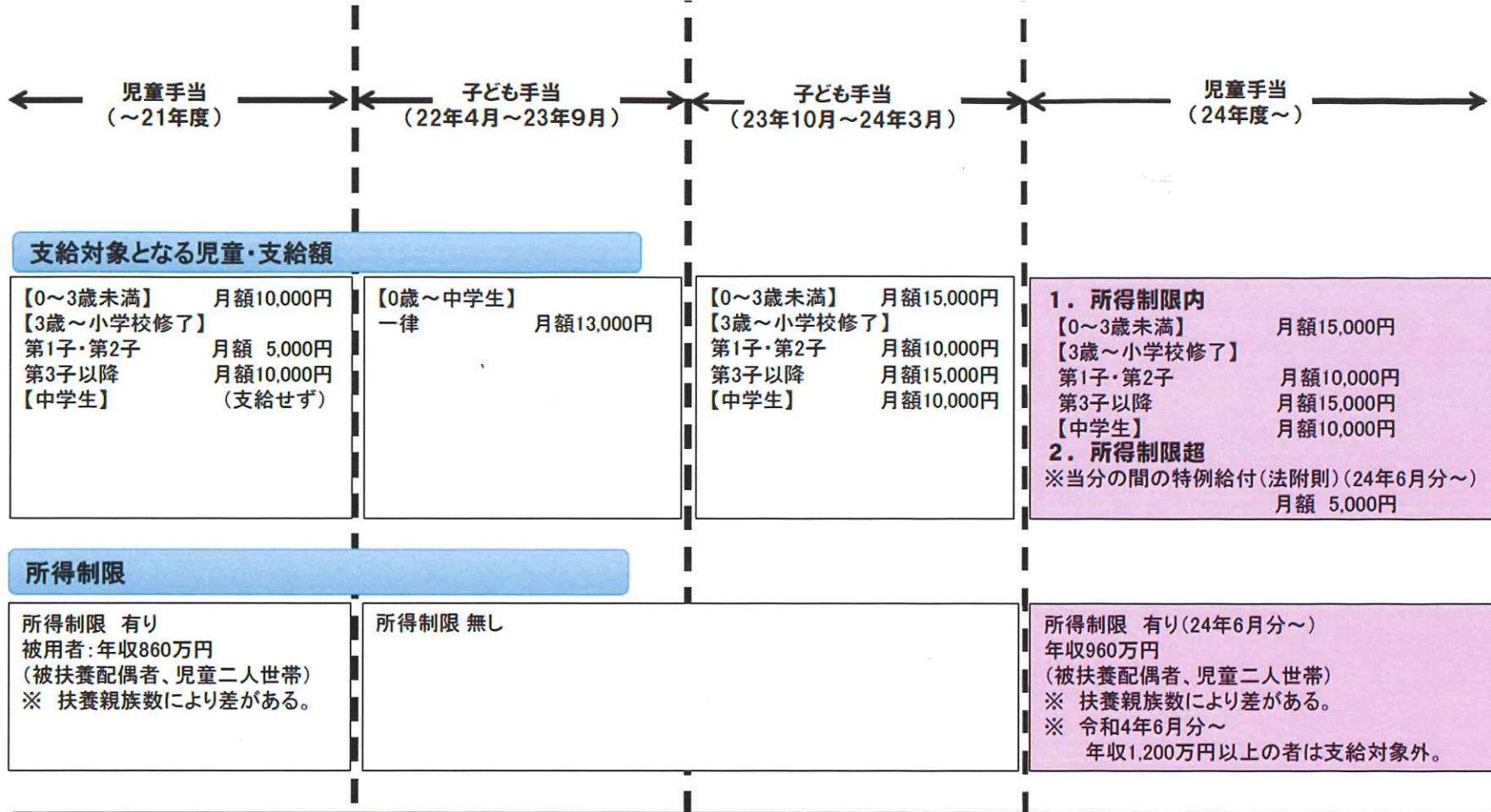


児童手当に関する制度改正の経緯



※ 年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除(扶養控除の上乗せ部分)の廃止
(所得税:23年分～、住民税:24年度分～)

出典:内閣官房「こども政策の強化に関する関係府省会議」(第二回)配布資料

児童手当法の一部を改正する法律案（平成二十四年一月二十七日提出）新旧対照条文

改正案	現行
<p>第一条（目的）</p> <p>この法律は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子どもを養育している者に子どものための手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健全な育ちに資することを目的とする。</p>	<p>第一条（目的）</p> <p>この法律は、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をなう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。</p>

資料1

令和5年1月6日

総理指示

○こども政策の強化について、検討を加速するため、本年4月のこども家庭庁の発足を待たず、小倉大臣の下で、一昨日の伊勢の会見で示した3つの基本的方向性に沿って検討を進め、3月末を目途に、具体的なたたき台をとりまとめていただきたい。

(参考)対策の基本的な方向性

- 1) 児童手当を中心に経済的支援を強化すること。
- 2) 学童保育や病児保育を含め、幼児教育や保育サービスの量・質両面からの強化を進めるとともに、伴走型支援、産後ケア、一時預かりなど、全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充を進めること。
- 3) 働き方改革の推進とそれを支える制度の充実を図ること。女性の就労は確実に増加した。しかし、女性の正規雇用におけるL字カーブは是正されておらず、その修正が不可欠である。その際、育児休業制度の強化も検討すること。

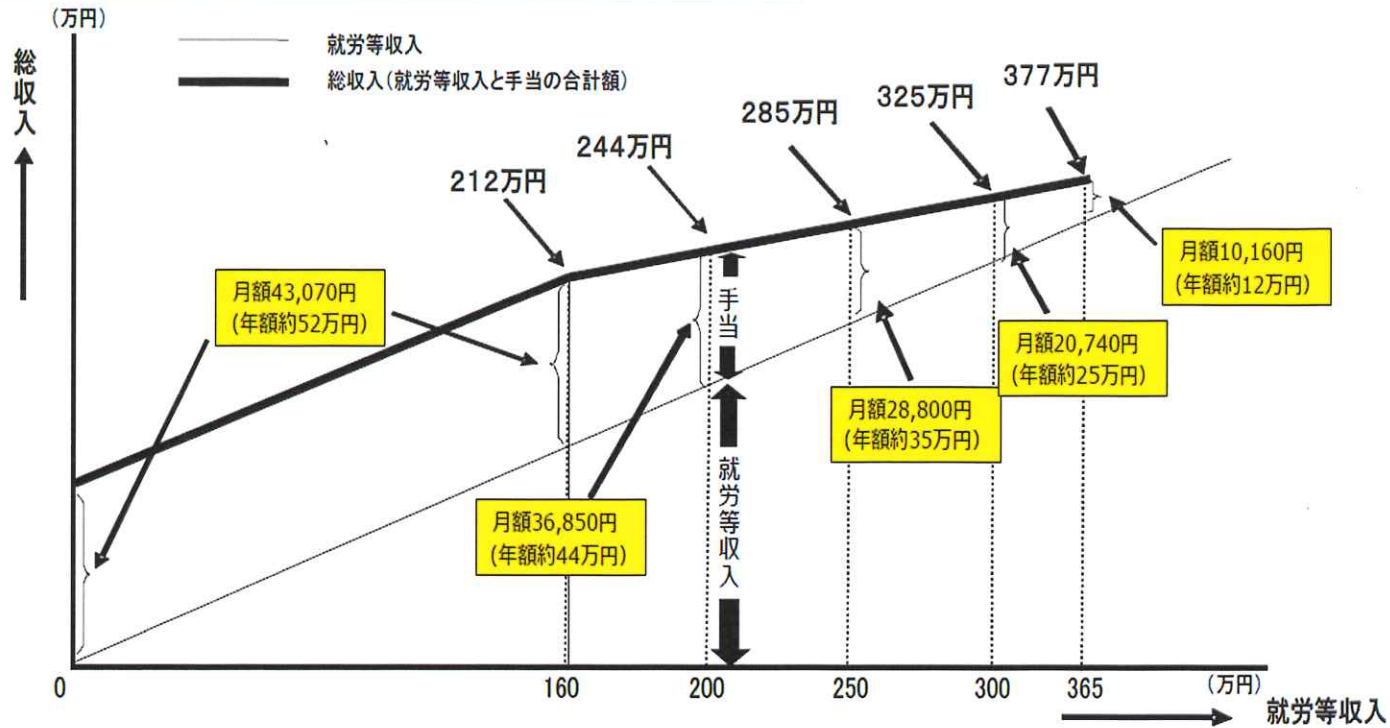
○検討に当たっては、小倉大臣の下に関係省庁と連携した体制を組むとともに、学識経験者、子育て当事者、若者をはじめとする有識者から、広く意見を聞き、大胆に検討を進めてもらいたい。節目節目で、自分も直接、話を聞く。よく相談していきたい。

○小倉大臣によるたたき台の内容を踏まえ、4月以降、自分(総理)の下で更に検討を深めるとともに、こども家庭庁においてこども政策を体系的にとりまとめつつ、6月の骨太方針までに将来的な子ども予算倍増に向けた大枠を提示する。

児童扶養手当の所得制限限度額について

児童扶養手当の額は、受給者の所得(収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父又は母から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出)と扶養親族等の数を勘案して決定され、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。

○ 令和4年度手当額の例 (手当受給者と子1人の家庭の場合)



出典：厚生労働省ホームページ

出産育児一時金を全世代で支え合う仕組みの導入

今後、生産年齢人口は急激に減少していく中で、特に少子化については、これまで様々な対策を講じてきたが、未だに少子化の流れを変えるには至っていない状況。

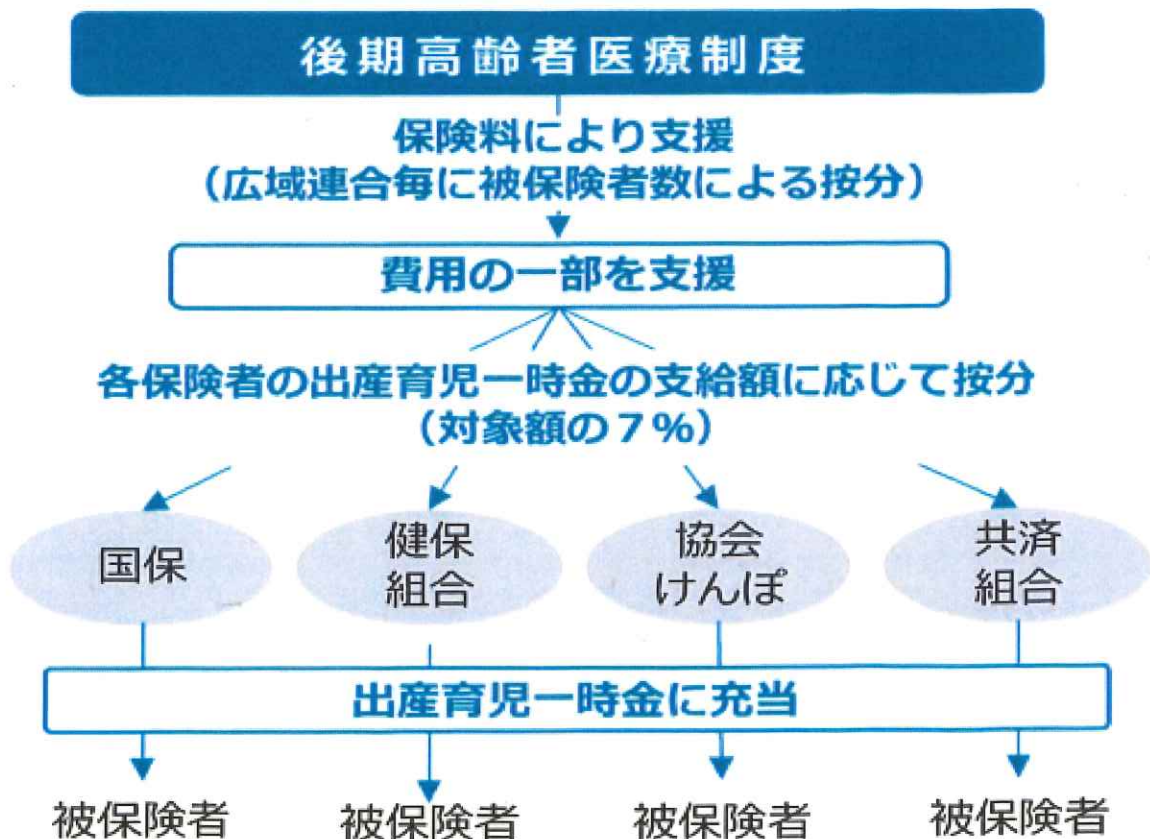
少子化を克服し、子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入。

※ 後期高齢者医療制度は、高齢者医療を社会全体で支えるという観点に立って平成20年4月に創設。制度創成期は、出産育児一時金を含め子ども関連の医療費について、高齢者世代も負担。

(参考) 老人保健制度(高齢者医療制度創設前)

75歳以上の高齢者は国保・被用者保険に加入し、各々に保険料を納付しつつ、市町村が運営する老人保健制度から給付を受ける仕組み。

見直しのイメージ



後期高齢者 1 人当たり保険料額（2 年間）への影響（収入別）

- 今回の見直しに伴う後期高齢者一人当たり保険料額（2 年間）への影響を収入別に試算したもの。

		保険料額 []:月額							
		年収80万円		年収200万円		年収400万円		年収1,100万円	
			増加額		増加額		増加額		増加額
(参考)	令和4・5年度	14,300円		82,100円		205,600円		660,000円	
		[1,190円]		[6,840円]		[17,140円]		[55,000円]	
改正後	令和6年度	15,100円	制度改正 影響なし	86,800円	制度改正 影響なし	231,300円	+14,000円	730,000円	+60,000円
		[1,260円]		[7,230円]		[19,270円]	[+1,170円]	[60,830円]	[+5,000円]
	令和7年度	15,100円	制度改正 影響なし	90,700円	+3,900円	231,300円	制度改正 影響なし	800,000円	+70,000円
		[1,260円]		[7,560円]	[+330円]	[19,270円]		[66,670円]	[+5,830円]

※増加額 ・改正後（令和6年度）・・・制度改正に伴う R 6 における保険料負担の増加 ・改正後（令和7年度）・・・前年度からの R 7 における保険料負担の増加

※1 負担率の見直しとあわせ、出産育児一時金を8万円引き上げ、一時金(公費除く)の1/2の7%を後期高齢者が支援するとともに、これに伴う後期高齢者の保険料増は所得割で対応する前提で試算。

※2 本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。

※3 2022年度予算ベースを足下にし、2024年度までの人口構成の変化を機械的に織り込んだ推計値。なお、医療の高度化等による伸びは直近の実績値により見込んでいる。

※4 2021年度後期高齢者被保険者実態調査を特別集計したものを基に試算。

※6 「年収1,100万円」は、単身、年金収入110万円、その他を給与収入をモデルに算定。「年収80万円」・「年収200万円」は、単身、年金収入のみをモデルに算定（「年収80万円」は均等割7割軽減、「年収200万円」は均等割2割軽減）。「年金収入400万円」は、単身、年金収入200万円、その他を給与収入をモデルに算定。